

証明書コンビニ交付



Q 利用できる方は誰ですか？

A マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」が有効な、15歳以上の方

※DV支援措置対象者の方は発行できません。
※転出届を提出された転出予定者、またその同一世帯の方は、転出予定者の転出が確定するか、もしくは転出予定日を過ぎるまでは、発行できません。

Q 何を準備したらいいの？

A 4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)を搭載したマイナンバーカードをご準備ください。



Q 市外でも利用できるの？

A 市外の店舗でも利用できます。
本籍が山口市にある市外在住の方も戸籍証明書のコンビニ交付を利用できますが、事前にインターネット又はコンビニに設置されているキオスク端末より利用登録を行う必要があります(利用登録には数日かかることがあります)。

Q 利用上の注意はありますか？

A 1. 暗証番号を連続して3回誤るとロックがかかります(解除には窓口での手続きが必要です)。

2. 手数料の減免や返金はできません。



Q マイナンバーカードの代わりに、スマホ用電子証明書が利用できますか？

A 令和5年12月20日より、一部のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末では、スマホ用電子証明書が利用できます。
利用できる店舗は、二次元コードからウェブサイトをご確認ください。
なお、山口・小郡・阿知須総合支所に設置された行政キオスク端末は対応しておりません。

利用できる
店舗情報



マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です!!

マイナンバーカードの交付の流れ

- 1** QRコード付「個人番号カード交付申請書」で、ご自身でスマートフォンや郵便などで申請してください。
- 2** 1~2ヶ月程度で市役所から交付通知書が届きます。
- 3** 市民課又は各総合支所で受領します。交付通知書に記載された必要書類を持って、ご本人が受け取りに来てください。

マイナンバーカード総合サイト
(地方公共団体情報システム機構 J-LIS)
<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



マイナンバー
カードの申請
方法について



マイナンバー
カードの交付
について



マイナンバー総合フリーダイヤル
(平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30 年末年始を除く)

☎ 0120-95-0178